

起業家精神育成プログラム利用規約

(目的)

第1条 この規約（以下「本規約」という。）は、広島県教育委員会（以下「県」という。）のホームページで公開する起業家精神育成プログラム（以下「本プログラム」という。）の利用条件等に関する事項を定めるものです。本プログラムの利用をもって、本規約の内容を承諾したものとみなします。

(用語の定義)

第2条 本規約において使用される以下の用語の意義は、特に明記されている場合を除き、次の定めるところによります。

(1) 本プログラム

単元計画、ティーチャーズガイド、講義資料及びワークシートをいいます。

(2) 利用者

本規約に同意し、本プログラムを利用する者をいいます。

(権利の帰属)

第3条 本プログラムに関する著作権は、著者に帰属しています。利用者は、本規約で認められる範囲を超えて利用することはできません。

(利用許諾)

第4条 利用者は、本プログラムを無償で利用することができます。ただし、非営利かつ教育目的の場合に限ります。なお、利用者は、利用態様に応じて、本プログラムの一部変更及び一部削除等の改変を行うことができます。ただし、本プログラムの本質的部分を損なうことが明らかな改変をすることはできないものとします。利用に当たり、利用方法等に疑義がある場合は、適宜、県に確認・相談等を行うこととします。

(利用者の義務と責任)

第5条 利用者は、本プログラムの利用に際して適用される各種法令・条例等及び本規約を遵守する義務を負います。また、他者の権利を侵害しないよう最大限の注意を払うものとします。利用者がこれらの義務又は本規約に違反し、権利者又は第三者に損害を与えた場合、利用者はその損害を全て賠償する責任を負うものとします。なお、県は利用者が権利者又は第三者に与えた損害について一切の責任を負いません。

(禁止事項)

第6条 利用者は、本規約に従い、良識に基づく範囲内で本プログラムを利用するとともに、以下の行為を行ってはならないものとします。

(1) 本プログラムの営利目的での利用

(2) 本プログラムの教育目的以外での利用

(3) 他の利用者や第三者の権利、名誉、プライバシー等を侵害する行為

(4) 法令に違反する行為、又は公序良俗に反する行為

(5) その他、県が不適切と判断する行為

(免責事項)

第7条 県は、本プログラムについて、その完全性、正確性、確実性、有用性、価値、特定の目的への適合性、公平性その他一切の事項について何らの保証をするものではなく、本プログラムの利用は、利用者の責任において行うものとします。

2 県は、利用者に事前に通知することなく、本プログラムの全部又は一部の変更、移転及び削除等を行うことができることとし、利用者はあらかじめこれに同意するものとします。なお、本プログラムの変更、移転及び削除等により利用者又は第三者が被った損害について、本プログラムの権利者は一切の責任を負わないものとします。

(準拠法及び管轄)

第8条 本規約の解釈及び適用については日本国の法令に準拠するものとし、本規約に起因または関連する一切の紛争については、広島地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

(分離可能性)

第9条 本規約のいずれかの条項が、適用される法律によって無効又は執行不能と判断された場合でも、その条項以外の規約は引き続き完全に効力を有するものとします。無効又は執行不能と判断された条項は、県が法的に許容される範囲で修正するものとし、修正が不可能な場合には、その条項は本規約から分離されるものとします。

(規約の変更)

第10条 県は、必要があると認めるときは、予告なく本規約を改正することができます。改正後の規約は、広島県教育委員会のホームページに掲載します。

附則

本規約は、令和7年10月16日から施行します。